

生活道路の通行方法について

写真：県道長久保郷原線(旧中山道)

生活道路は一般的に道路幅が狭く自動車と自転車、歩行者の距離が近いことから、思わぬ交通事故が起きてしまうことがあります。ここでは、旧中山道を例に挙げ、自動車、自転車の通行方法のポイントを解説します。



進路前方に障害物があるときは、徐行または一時停止し、対向車に道を譲らなくてはなりません。(交通の方法に関する教則第5章第6節5(2))

対向車がいるのに無理に通ると安全運転義務違反や妨害運転になる可能性があります。(安全運転の義務・道交法70条、妨害運転・道交法117条の2の2)

ラバーコーン等の障害物があるところでは手前で止まり、対向車に道を譲りましょう

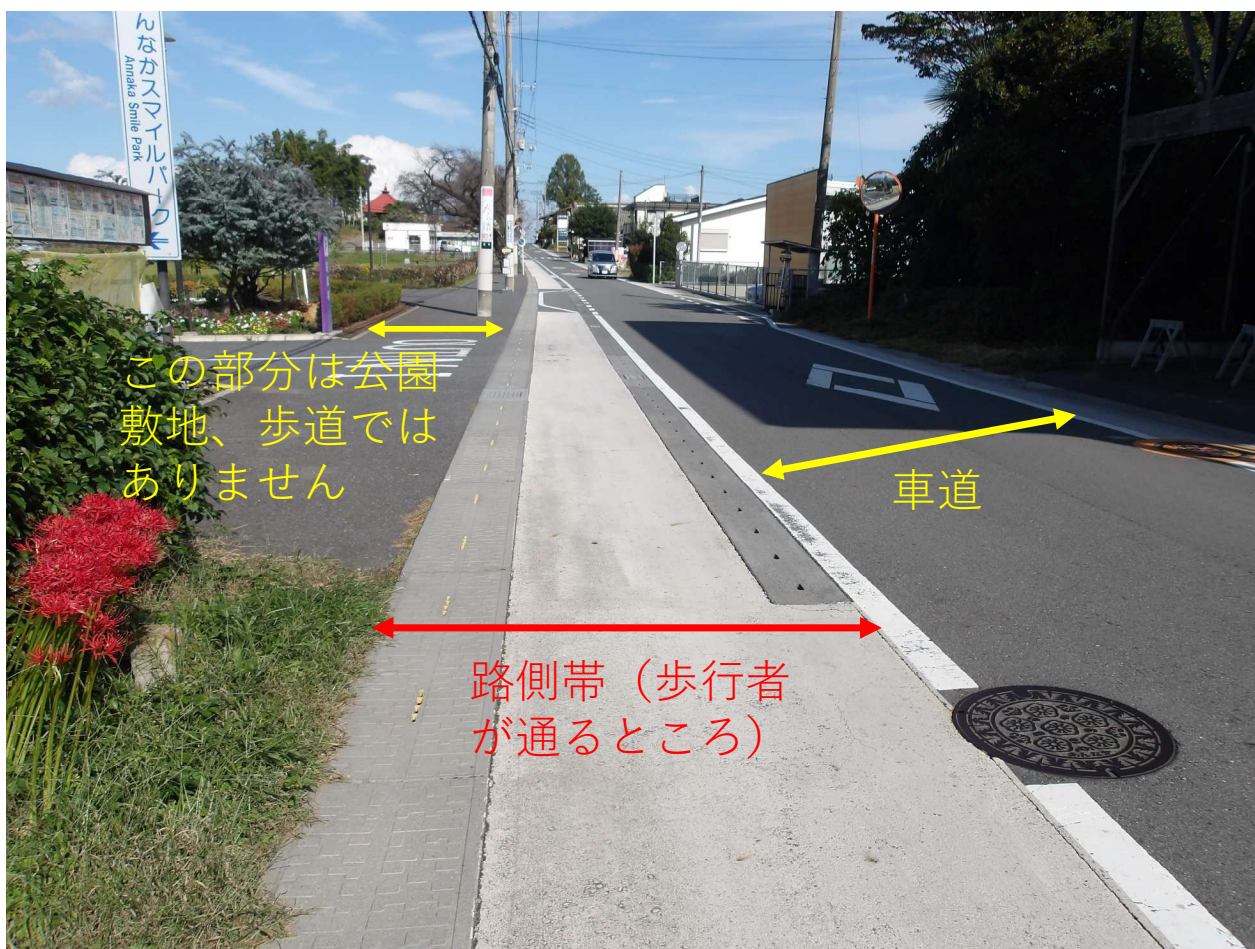




自転車が歩道を通れるのは、

- ① 標識  や標示  で指定されている場合
- ② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な方
- ③ 交通状況から見てやむを得ない場合

のいずれかに該当するとき。
歩道を通れるところでも自転車は徐行。



自動車は、道路外の場所に出入りする場合や、駐車可能な路側帯に駐車する場合を除き、路側帯を通れません。

自転車が路側帯を通れるのは歩行者がいない場合のみ、進行方向左側の路側帯を通ることが出来ます。

道路交通法では、自動車や自転車の運転者は歩行者を保護しなければならないとされています(道交法18条2項：歩行者との側方間隔の保持、38条の2：横断歩道のない交差点での歩行者優先、71条2号：幼児・身体障害者・高齢者等の保護)。特に生活道路では、歩行者に優しい運転を心がけ、交通事故防止に努めてください。※シニアカーは歩行者とみなされます。(道交法2条)